

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

- 財政のあらまし【財政局財務部財政課】2
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】18
- 指定障害福祉サービス事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】23
- 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】28
- 指定特定相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】33

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】34

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局安全衛生管理規程及び北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】35

北九州市告示第 3 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年 3 月 3 1 日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

平成 3 0 年 6 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

財政のあらまし

はじめに

平成 3 0 年は、北九州市の誕生から 5 5 周年の節目の年です。まちなのにぎわいを生む、文化・芸術、観光・スポーツなどの各種取組みを進め、国内外への情報発信に努め、5 5 周年を本市への新たな人の流れをつくる契機とし、豊かな未来を目指して力強く躍進します。

こうした思いを込め、平成 3 0 年度予算のキャッチフレーズを「豊かな未来に向け、GO！GO！北九州市躍進予算」として編成し、

「にぎわいを創出し、新しいひとの流れをつくる」、

「魅力あるしごとを創出し、活力あるまちをつくる」、

「安心して子どもを生み育てることのできるまちをつくる」、

「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」、

を「4 つの柱」として掲げ、重点的に取り組んでいきます。

一方、本市の財政を取り巻く環境は、市税や地方交付税等などの一般財源が限られる中、高齢化社会の進展に伴う福祉・医療関係経費の伸びなどにより、厳しい状況が続くと見込んでいます。

こうした中、本市の将来の発展や喫緊の課題に的確に対応していくため、より一層の事業の選択と集中を図るとともに、行財政改革を絶え間なく進め、今後も安定した行政サービスを提供し、豊かな未来に向けた取組みを進めてまいります。

本書は、平成 3 0 年度予算及び平成 2 9 年度下半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

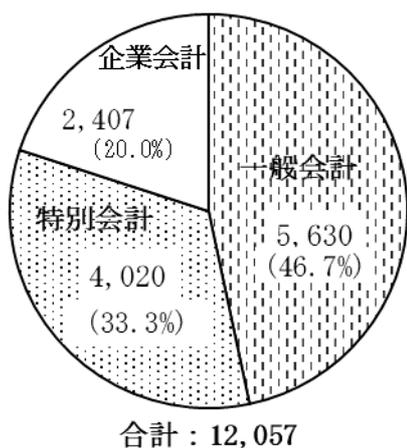
本書を通じて、本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

1 平成30年度当初予算

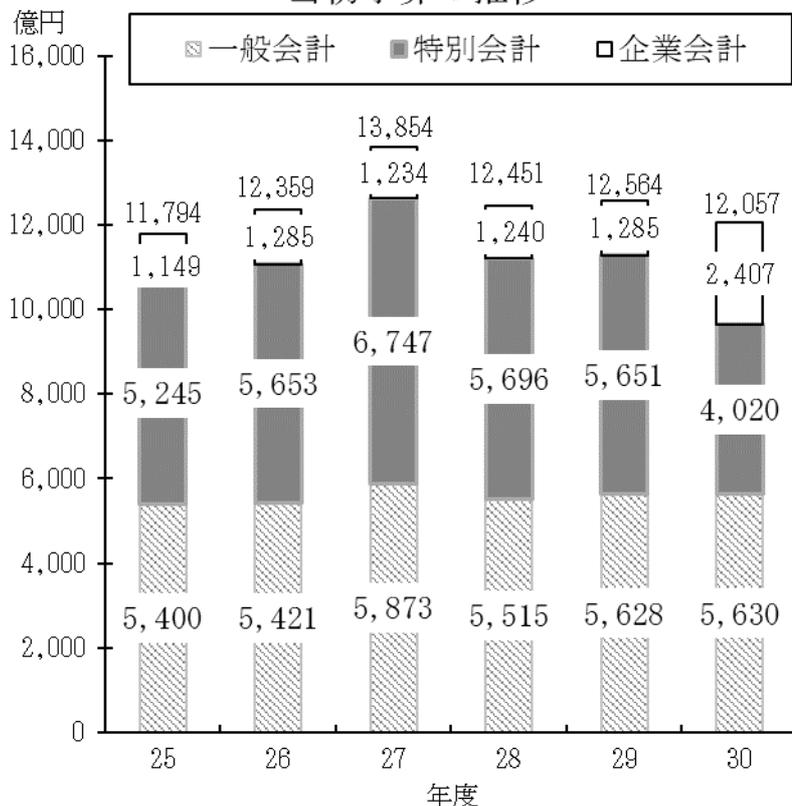
(1) 平成30年度当初予算概要

平成30年度予算は、「豊かな未来に向け、GO!GO!北九州市躍進予算」として、まちのにぎわいをさらに高め、文化・芸術、観光・スポーツなどに取り組むことで、国内外への情報発信に努め、本市への新たな人の流れをつくる契機とし、豊かな未来を目指し、力強く躍進します。

平成30年度当初予算
(単位：億円)



当初予算の推移



(2) 平成30年度会計別予算総額と前年度比較

(単位：千円)

会計別	平成30年度		平成29年度		比較		
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A-B) C	増減率 C/B %	
一般会計	563,001,000	46.7	562,849,000	44.8	152,000	0.0	
特別会計	国民健康保険	104,400,000	8.7	132,024,000	10.5	△ 27,624,000	△ 20.9
	食肉センター	300,000	0.0	307,000	0.0	△ 7,000	△ 2.3
	卸売市場	980,500	0.1	875,700	0.1	104,800	12.0
	渡船	330,000	0.0	339,300	0.0	△ 9,300	△ 2.7
	競輪、競艇	—	0.0	125,262,000	10.0	△ 125,262,000	皆減
	土地区画整理	1,805,000	0.2	1,724,000	0.1	81,000	4.7
	土地区画整理事業清算	103,000	0.0	1,100	0.0	101,900	9,263.6
	港湾整備	3,966,000	0.3	4,922,000	0.4	△ 956,000	△ 19.4
	公債償還	167,856,000	13.9	175,947,000	14.0	△ 8,091,000	△ 4.6
	住宅新築資金等貸付	13,000	0.0	19,000	0.0	△ 6,000	△ 31.6
	土地取得	4,105,000	0.4	4,619,000	0.4	△ 514,000	△ 11.1
	駐車場	382,000	0.0	358,000	0.0	24,000	6.7
	母子父子寡婦福祉資金	486,900	0.0	577,400	0.1	△ 90,500	△ 15.7
	産業用地整備	545,800	0.1	632,000	0.1	△ 86,200	△ 13.6
	漁業集落排水	32,100	0.0	33,200	0.0	△ 1,100	△ 3.3
	介護保険	97,815,000	8.1	98,361,000	7.8	△ 546,000	△ 0.6
	空港関連用地整備	3,600	0.0	3,200	0.0	400	12.5
	学術研究都市土地区画整理	2,447,000	0.2	2,703,000	0.2	△ 256,000	△ 9.5
	臨海部産業用地貸付	437,200	0.0	445,600	0.0	△ 8,400	△ 1.9
後期高齢者医療	15,905,000	1.3	15,871,000	1.3	34,000	0.2	
市民太陽光発電所	79,800	0.0	81,600	0.0	△ 1,800	△ 2.2	
計	401,992,900	33.3	565,106,100	45.0	△ 163,113,200	△ 28.9	
企業会計	上水道事業	34,301,260	2.9	33,829,600	2.7	471,660	1.4
	工業用水道事業	2,904,100	0.2	2,786,190	0.2	117,910	4.2
	交通事業	2,216,330	0.2	2,208,350	0.2	7,980	0.4
	病院事業	39,871,960	3.3	37,299,860	3.0	2,572,100	6.9
	下水道事業	51,253,780	4.3	52,286,150	4.1	△ 1,032,370	△ 2.0
	公営競技事業	110,191,950	9.1	—	0.0	110,191,950	皆増
計	240,739,380	20.0	128,410,150	10.2	112,329,230	87.5	
合計	1,205,733,280	100.0	1,256,365,250	100.0	△ 50,631,970	△ 4.0	

※ 競輪、競艇特別会計は、平成29年度末に廃止。

※ 平成30年度から、競輪事業及びモーターボート競走事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、公営競技事業会計を新設。

(3) 一般会計歳入予算額款別構成

(単位：千円)

区 分		平成 30 年 度		平成 29 年 度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増(△)減	増減率
		A	%	B	%	(A-B) C	C/B %
自 主 財 源	市 税	171,654,400	30.5	158,484,300	28.2	13,170,100	8.3
	分担金及び負担金	5,023,069	0.9	5,019,159	0.9	3,910	0.1
	使用料及び手数料	16,704,481	2.9	16,622,566	3.0	81,915	0.5
	財産収入	5,511,787	1.0	4,718,043	0.8	793,744	16.8
	寄附金	546,783	0.1	542,824	0.1	3,959	0.7
	繰入金	14,462,262	2.6	15,313,824	2.7	△ 851,562	△ 5.6
	繰越金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
	諸収入	63,343,121	11.2	67,764,682	12.0	△ 4,421,561	△ 6.5
	計	277,245,913	49.2	268,465,408	47.7	8,780,505	3.3
	依 存 財 源	地方譲与税	3,213,000	0.6	3,171,000	0.6	42,000
利子割交付金		198,000	0.0	211,000	0.0	△ 13,000	△ 6.2
配当割交付金		543,000	0.1	342,000	0.1	201,000	58.8
株式等譲渡所得割交付金		348,000	0.1	348,000	0.1	0	0.0
分離課税所得割交付金		145,000	0.0	153,000	0.0	△ 8,000	△ 5.2
県民税所得割臨時交付金		1,952,000	0.3	15,155,000	2.7	△ 13,203,000	△ 87.1
地方消費税交付金		17,407,000	3.1	16,936,000	3.0	471,000	2.8
ゴルフ場利用税交付金		46,000	0.0	46,000	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金		856,000	0.2	779,000	0.1	77,000	9.9
軽油引取税交付金		5,636,000	1.0	6,505,000	1.1	△ 869,000	△ 13.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金		25,000	0.0	25,000	0.0	0	0.0
地方特例交付金		860,000	0.2	570,000	0.1	290,000	50.9
地方交付税		59,000,000	10.5	59,000,000	10.5	0	0.0
交通安全対策特別交付金		420,000	0.1	420,000	0.1	0	0.0
国庫支出金		103,031,627	18.3	102,244,876	18.2	786,751	0.8
県支出金		25,566,960	4.5	25,837,016	4.6	△ 270,056	△ 1.0
市 債	66,507,500	11.8	62,640,700	11.1	3,866,800	6.2	
計	285,755,087	50.8	294,383,592	52.3	△ 8,628,505	△ 2.9	
合 計	563,001,000	100.0	562,849,000	100.0	152,000	0.0	

(4) 一般会計歳出予算額性質別構成

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度		平成 29 年度		比 較	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A-B) C	増減率 C/B%
消費的経費	345,180,308	61.3	340,838,857	60.5	4,341,451	1.3
人件費	111,419,157	19.8	111,668,018	19.8	△ 248,861	△ 0.2
扶助費	138,650,779	24.6	135,889,415	24.2	2,761,364	2.0
その他	95,110,372	16.9	93,281,424	16.5	1,828,948	2.0
物件費	55,773,164	9.9	56,013,134	9.9	△ 239,970	△ 0.4
維持補修費	8,299,595	1.5	8,136,746	1.4	162,849	2.0
補助費等	31,037,613	5.5	29,131,544	5.2	1,906,069	6.5
投資的経費	55,142,181	9.8	51,795,038	9.2	3,347,143	6.5
普通建設事業費	55,142,181	9.8	51,795,038	9.2	3,347,143	6.5
その他の経費	162,678,511	28.9	170,215,105	30.3	△ 7,536,594	△ 4.4
公債費	67,249,527	12.0	67,486,195	12.0	△ 236,668	△ 0.4
積立金	1,841,748	0.3	4,316,429	0.8	△ 2,474,681	△ 57.3
投資及び出資金	1,261,612	0.2	1,193,257	0.2	68,355	5.7
貸付金	47,700,238	8.5	49,682,334	8.8	△ 1,982,096	△ 4.0
繰出金	44,325,386	7.9	47,236,890	8.4	△ 2,911,504	△ 6.2
予備費	300,000	0.0	300,000	0.1	0	0.0
合 計	563,001,000	100.0	562,849,000	100.0	152,000	0.0

(5) 一般会計歳出予算額目の別構成

(単位：千円)

款 別	平成 30 年度		平成 29 年度		比 較	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	増(△)減 (A-B) C	増減率 C/B%
1 議 会 費	1,685,972	0.3	1,688,593	0.3	△ 2,621	△ 0.2
2 総 務 費	41,522,593	7.4	41,148,517	7.3	374,076	0.9
3 保 健 福 祉 費	157,589,425	28.0	155,425,089	27.6	2,164,336	1.4
4 子 ど も 家 庭 費	66,838,779	11.9	67,370,758	12.0	△ 531,979	△ 0.8
5 環 境 費	14,542,083	2.6	15,414,264	2.7	△ 872,181	△ 5.7
6 労 働 費	459,148	0.1	487,320	0.1	△ 28,172	△ 5.8
7 農 林 水 産 業 費	2,035,077	0.4	1,998,921	0.4	36,156	1.8
8 産 業 経 済 費	58,406,336	10.4	60,278,882	10.7	△ 1,872,546	△ 3.1
9 土 木 費	41,791,331	7.4	38,010,288	6.7	3,781,043	9.9
10 港 湾 費	7,026,670	1.2	6,204,968	1.1	821,702	13.2
11 建 築 行 政 費	8,598,141	1.5	9,109,935	1.6	△ 511,794	△ 5.6
12 消 防 費	12,719,356	2.2	12,186,943	2.2	532,413	4.4
13 教 育 費	69,619,914	12.4	70,852,749	12.6	△ 1,232,835	△ 1.7
14 災 害 復 旧 費	826	0.0	926	0.0	△ 100	△ 10.8
15 諸 支 出 金	79,865,349	14.2	82,370,847	14.6	△ 2,505,498	△ 3.0
16 予 備 費	300,000	0.0	300,000	0.1	0	0.0
合 計	563,001,000	100.0	562,849,000	100.0	152,000	0.0

2 平成29年度下半期財政運営の状況

(1) 一般会計予算の執行状況

(平成30年3月31日現在)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	区 分	予算現額 (C)	支出済額 (D)	支出率 (D/C)
市 税	1,584 億 8,430 万円	1,553 億 4,849 万円	% 98.0	保健福祉費	1,622 億 3,277 万円	1,274 億 7,002 万円	% 78.6
国庫支出金	1,258 億 2,199 万円	1,059 億 7,147 万円	84.2	諸 支 出 金	840 億 5,185 万円	152 億 4,144 万円	18.1
市 債	896 億 4,280 万円	610 億 520 万円	68.1	教 育 費	818 億 8,092 万円	641 億 6,505 万円	78.4
諸 収 入	679 億 7,228 万円	455 億 3,651 万円	67.0	土 木 ・ 建 築 行 政 費	745 億 7,342 万円	410 億 7,868 万円	55.1
地方交付税	614 億 9,198 万円	617 億 2,677 万円	100.4	子 ど も 家 庭 費	683 億 350 万円	618 億 1,423 万円	90.5
県 支 出 金	275 億 6,295 万円	234 億 9,096 万円	85.2	産 業 経 済 費	602 億 6,080 万円	392 億 1,722 万円	65.1
そ の 他	886 億 762 万円	740 億 6,579 万円	83.6	そ の 他	882 億 8,066 万円	685 億 9,370 万円	77.7
合 計	6,195 億 8,392 万円	5,271 億 4,519 万円	85.1	合 計	6,195 億 8,392 万円	4,175 億 8,034 万円	67.4

(2) 特別会計予算の執行状況

(平成30年3月31日現在)

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出	
		収入済額(B)	収入率(B/A)	支出済額(C)	支出率(C/A)
公 債 償 還	1,759 億	1,012 億	%	1,714 億	%
	4,700 万円	5,795 万円	57.6	8,238 万円	97.5
国民健康保険	1,326 億	1,063 億		1,145 億	
	4,000 万円	358 万円	80.1	3,886 万円	86.4
競 輪、 競 艇	1,286 億	1,230 億		1,200 億	
	4,500 万円	2,824 万円	95.6	3,798 万円	93.3
介 護 保 険	992 億	788 億		849 億	
	1,758 万円	527 万円	79.4	5,571 万円	85.6
後 期 高 齢 者 医 療	158 億	144 億		144 億	
	7,100 万円	8,390 万円	91.3	6,504 万円	91.1
港 湾 整 備	50 億	53 億		16 億	
	3,628 万円	2,356 万円	105.7	9,512 万円	33.7
そ の 他	135 億	111 億		47 億	
	5,416 万円	9,469 万円	82.6	736 万円	34.7
合 計	5,709 億	4,403 億		5,118 億	
	1,102 万円	9,719 万円	77.1	8,245 万円	89.7

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

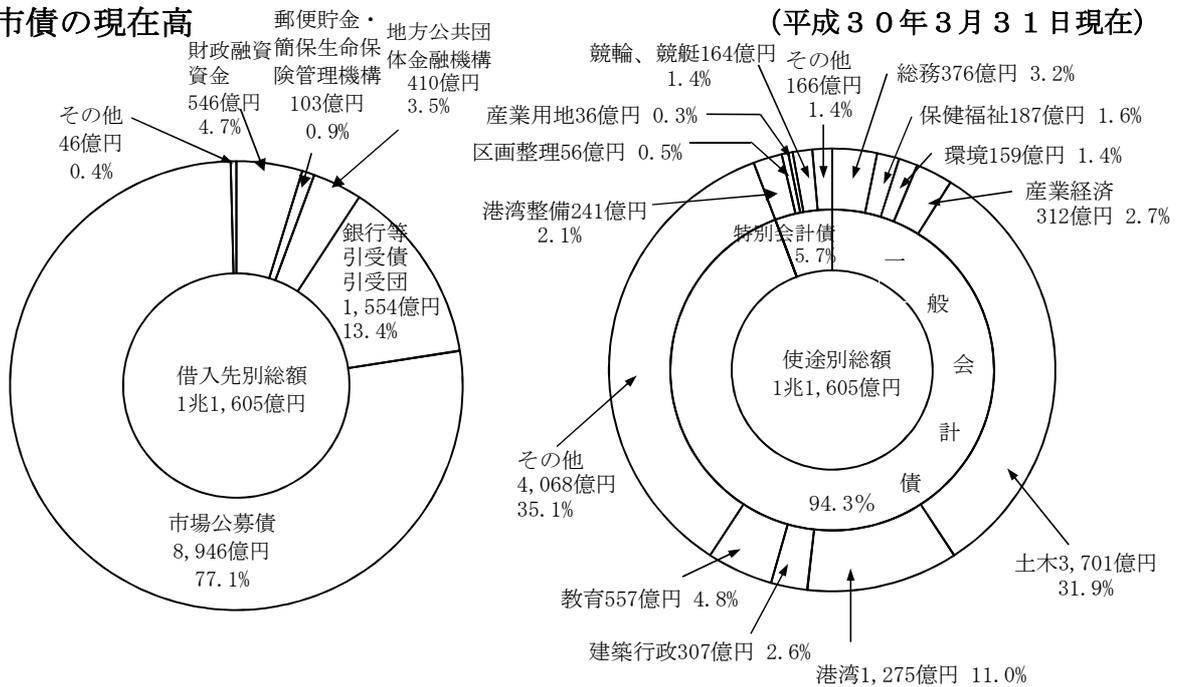
(平成30年3月31日現在)

区分	単位	数 量		
		行政財産	普通財産	合 計
土 地	m ²	22,094,625	7,739,035	29,833,660
建 物	m ²	4,685,609	295,323	4,980,932
立 木	m ³	152,463	—	152,463
船 舶	隻 (t)	3 (207)	0	3 (207)
浮 棧 橋	個	6	—	6
航 空 機	機	1	—	1
物 権	m ²	687,144	2	687,146
特 許 権	件	0	—	0
著 作 権	件	106	—	106
商 標 権	件	—	16	16

区 分	単 位	数 量
有 価 証 券	千 円	699,120
出 資 に よ る 権 利	千 円	70,311,729

イ 市債の現在高

(平成30年3月31日現在)



ウ 一時借入金

(平成30年3月31日現在)

予算で定めた最高限度額	850 億円	一時借入金残高	0 億円
-------------	--------	---------	------

3 平成29年度公営企業の業務状況

(1) 上水道事業会計 【水道事業】

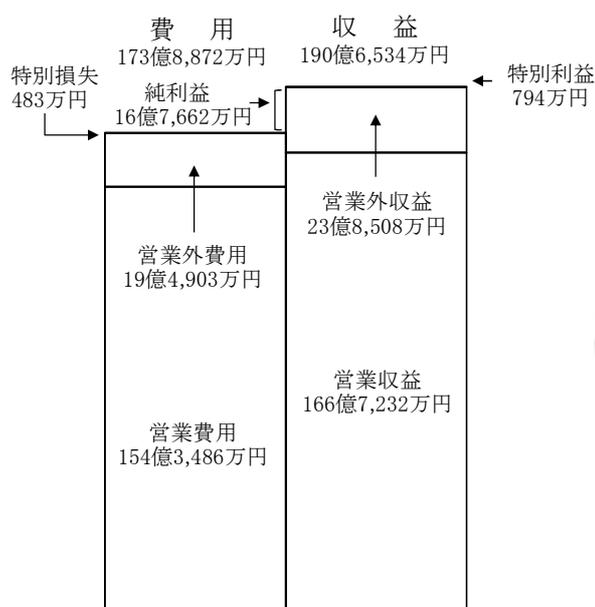
給水状況

(平成30年3月31日現在)

区分	年度	平成29年度 (千 m^3)	平成28年度 (千 m^3)	増(△)減 (千 m^3)	増減率 (%)
配水量 A		110,292	110,949	△ 657	△ 0.6
有効水量 B		102,915	103,212	△ 297	△ 0.3
有収水量		99,964	100,297	△ 333	△ 0.3
無収水量		2,951	2,915	36	1.2
無効水量 C		7,377	7,737	△ 360	△ 4.7
有効率 B/A%		93.3	93.0	0.3	
無効率 C/A%		6.7	7.0	△ 0.3	

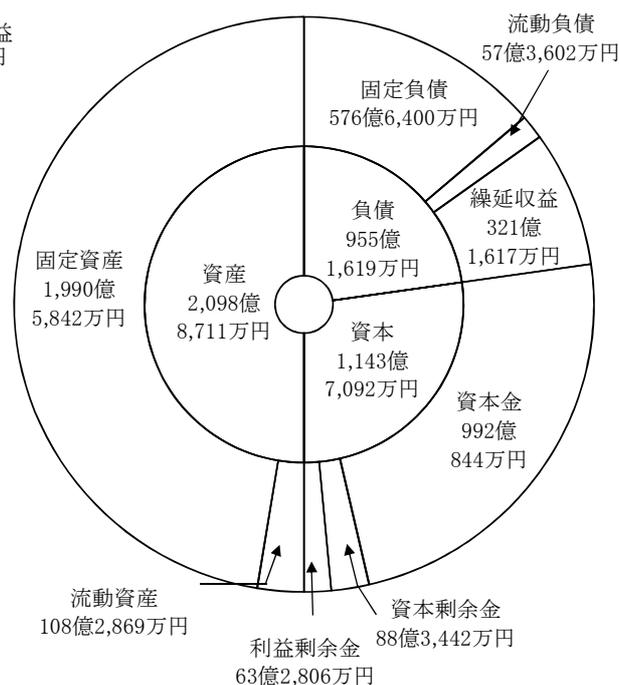
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



【水道用水供給事業】

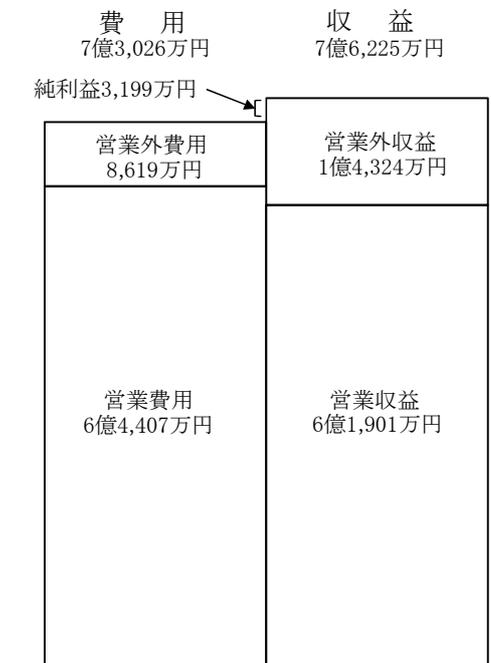
給 水 状 況

(平成30年3月31日現在)

区 分	年 度	平成29年度 (千m ³)	平成28年度 (千m ³)	増(△)減 (千m ³)	増 減 率 (%)
給 水 量 A		6,944	6,523	421	6.5
有 効 水 量 B		6,944	6,523	421	6.5
有 収 水 量		6,944	6,522	422	6.5
無 収 水 量		0	1	△ 1	△ 100.0
無 効 水 量 C		0	0	0	—
有 効 率 B/A%		100.0	100.0	0.0	
無 効 率 C/A%		0.0	0.0	0.0	

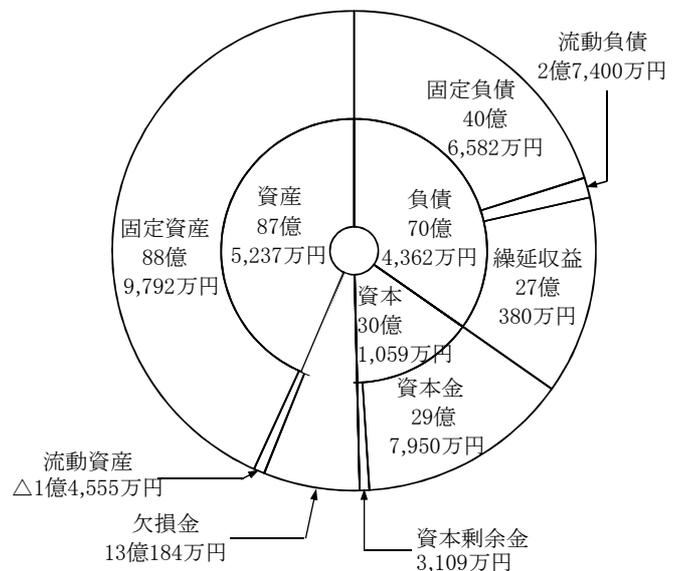
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



(2) 工業用水道事業会計

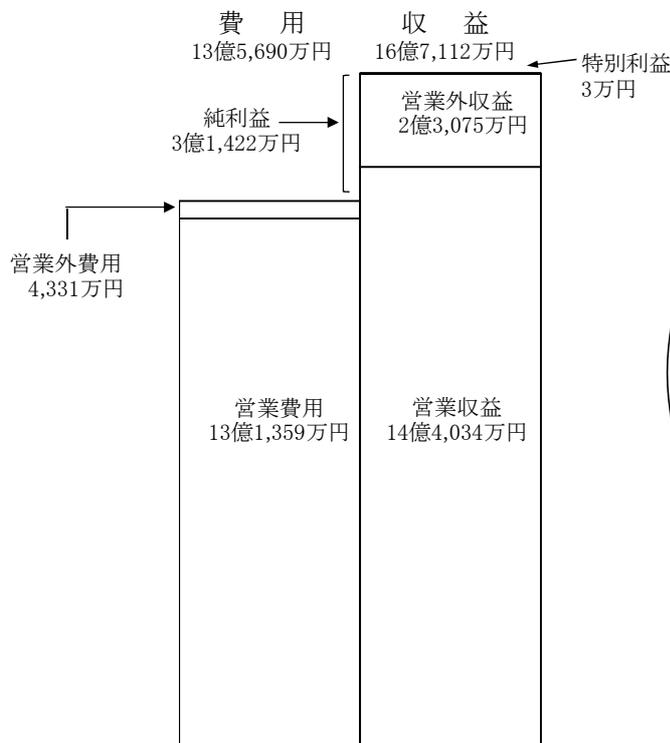
給 水 状 況

(平成30年3月31日現在)

区分	年度	平成29年度 (千m ³)	平成28年度 (千m ³)	増(△)減 (千m ³)	増減率 (%)
給水量		39,022	40,660	△ 1,638	△ 4.0
1日平均		107	111	△ 4	△ 3.6
有収水量 (計量分)		33,630	35,381	△ 1,751	△ 5.0
1日平均		92	97	△ 5	△ 5.2

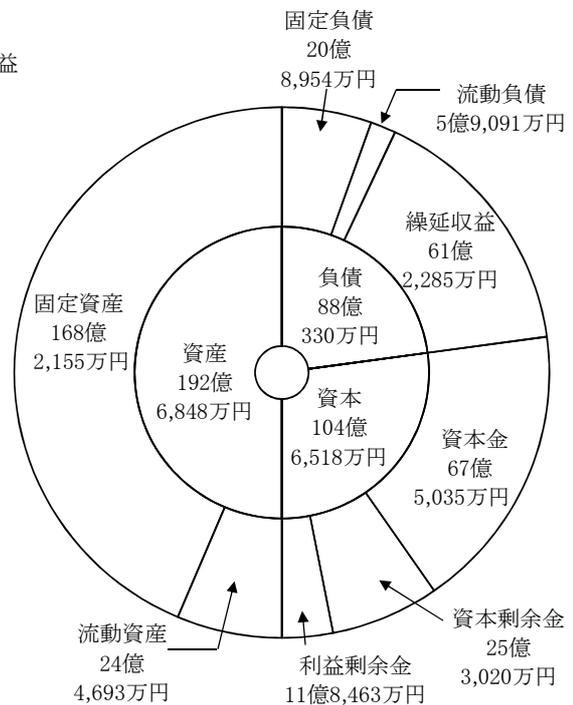
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



(3) 交通事業会計

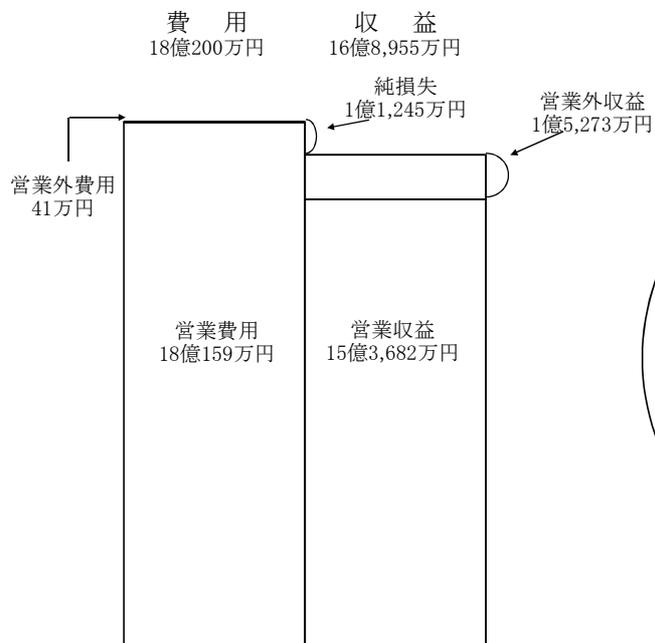
輸 送 状 況

(平成30年3月31日現在)

区 分	平成29年度	平成28年度	増(△)減	増減率(%)
実働車両数(両)	30,829	30,628	201	0.7
乗 合(両)	26,685	26,772	△ 87	△ 0.3
貸 切(両)	4,144	3,856	288	7.5
輸 送 人 員(人)	6,291,681	6,341,948	△ 50,267	△ 0.8
乗 合(人)	5,843,590	5,924,826	△ 81,236	△ 1.4
貸 切(人)	448,091	417,122	30,969	7.4

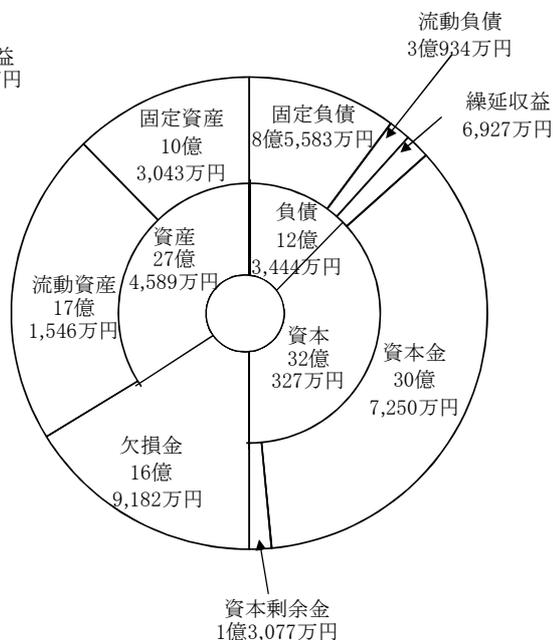
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



(4) 病院事業会計

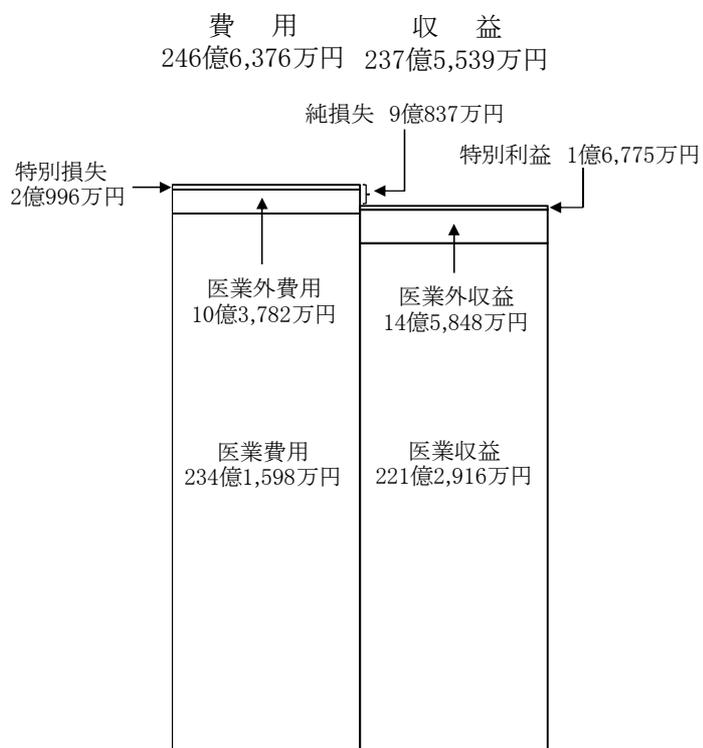
診 療 状 況

(平成30年3月31日現在)

科 名		平成29年度		平成28年度		増(△)減	
		延患者数 (人)	一日平均 (人)	延患者数 (人)	一日平均 (人)	延患者数 (人)	率 (%)
内 科	入院	37,993	104.1	35,864	98.3	2,129	5.9
	外来	47,309	193.9	46,108	189.7	1,201	2.6
心療内科	入院	2,406	6.6	3,015	8.3	△ 609	△ 20.2
	外来	11,398	46.7	11,417	47.0	△ 19	△ 0.2
精 神 科	入院	0	0.0	0	0.0	0	—
	外来	3,619	14.8	3,373	13.9	246	7.3
呼吸器内科	入院	15,750	43.2	15,663	42.9	87	0.6
	外来	10,149	41.6	11,176	46.0	△ 1,027	△ 9.2
消化器内科	入院	13,363	36.6	15,289	41.9	△ 1,926	△ 12.6
	外来	15,830	64.9	17,009	70.0	△ 1,179	△ 6.9
循環器内科	入院	16,437	45.0	16,505	45.2	△ 68	△ 0.4
	外来	20,011	82.0	20,423	84.0	△ 412	△ 2.0
腫瘍内科	入院	444	1.2	1,157	3.2	△ 713	△ 61.6
	外来	1,906	7.8	2,336	9.6	△ 430	△ 18.4
糖尿病内科	入院	3,245	8.9	2,267	6.2	978	43.1
	外来	16,673	68.3	15,021	61.8	1,652	11.0
緩和ケア内科	入院	4,987	13.7	4,854	13.3	133	2.7
	外来	915	3.8	823	3.4	92	11.2
小 児 科	入院	42,327	116.0	44,947	123.1	△ 2,620	△ 5.8
	外来	59,777	245.0	63,519	261.4	△ 3,742	△ 5.9
外 科	入院	37,018	101.4	37,078	101.6	△ 60	△ 0.2
	外来	54,877	224.9	54,388	223.8	489	0.9
整形外科	入院	20,880	57.2	20,992	57.5	△ 112	△ 0.5
	外来	24,432	100.1	23,920	98.4	512	2.1
形成外科	入院	4,139	11.3	3,352	9.2	787	23.5
	外来	10,698	43.8	9,384	38.6	1,314	14.0
脳神経外科	入院	7,310	20.0	9,930	27.2	△ 2,620	△ 26.4
	外来	7,421	30.4	9,499	39.1	△ 2,078	△ 21.9
呼吸器外科	入院	4,665	12.8	4,242	11.6	423	10.0
	外来	4,922	20.2	4,942	20.3	△ 20	△ 0.4
心臓血管外科	入院	1,470	4.0	1,335	3.7	135	10.1
	外来	1,210	5.0	1,215	5.0	△ 5	△ 0.4
小児外科	入院	1,025	2.8	1,067	2.9	△ 42	△ 3.9
	外来	1,842	7.5	2,190	9.0	△ 348	△ 15.9
皮膚科	入院	1,082	3.0	1,211	3.3	△ 129	△ 10.7
	外来	20,241	83.0	18,359	75.6	1,882	10.3
泌尿器科	入院	6,371	17.5	6,316	17.3	55	0.9
	外来	14,977	61.4	15,532	63.9	△ 555	△ 3.6
産婦人科	入院	15,492	42.4	16,385	44.9	△ 893	△ 5.5
	外来	20,254	83.0	18,942	78.0	1,312	6.9
眼 科	入院	438	1.2	359	1.0	79	22.0
	外来	3,641	14.9	3,182	13.1	459	14.4
耳鼻咽喉科	入院	7,591	20.8	7,084	19.4	507	7.2
	外来	16,268	66.7	16,381	67.4	△ 113	△ 0.7
放射線科	入院	0	0.0	0	0.0	0	—
	外来	13,389	54.9	12,103	49.8	1,286	10.6
麻 酔 科	入院	1,165	3.2	989	2.7	176	17.8
	外来	6,744	27.6	7,025	28.9	△ 281	△ 4.0
歯 科	入院	0	0.0	0	0.0	0	—
	外来	5,952	24.4	5,202	21.4	750	14.4
合 計	入院	245,598	672.9	249,901	684.7	△ 4,303	△ 1.7
	外来	394,455	1,616.6	393,469	1,619.2	986	0.3

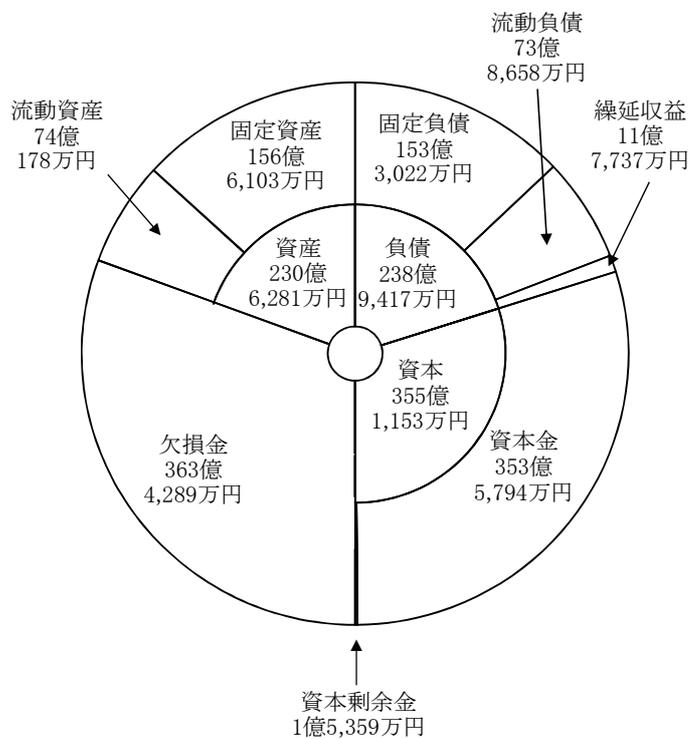
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



(5) 下水道事業会計

下水処理状況

(平成30年3月31日現在)

区分	単位	平成29年度	平成28年度	増(△)減	増減率(%)
年間処理水量	千m ³	142,697	156,712	△ 14,015	△ 8.9
管渠延長	km	4,573	4,543	30	0.7
処理人口普及率	%	99.8	99.8	0.0	
水洗化戸数	戸	479,859	479,066	793	0.2
水洗化率	%	99.5	99.5	0.0	

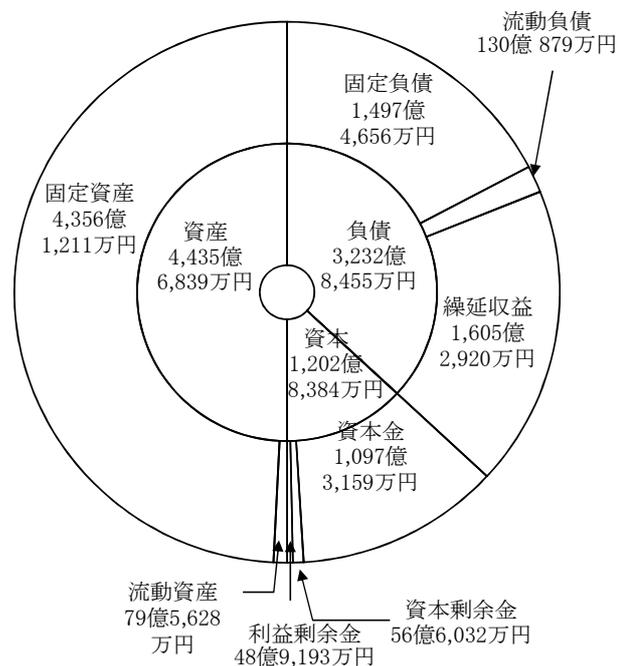
損益収支の状況

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)



貸借対照表図

(平成30年3月31日現在)



北九州市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアサポートひかり 北九州市小倉南区 大字横代99番地 1	株式会社にちりん 北九州市小倉南区横代北 町二丁目13番26号 代表取締役 村田美絵	特定無し	4017701600

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアサポートひかり 北九州市小倉南区 大字横代99番地 1	株式会社にちりん 北九州市小倉南区横代北 町二丁目13番26号 代表取締役 村田美絵	特定無し	4017701600

(3) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（空床型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

共同生活援助 こ なつ 北九州市小倉南区 湯川新町二丁目3 5番18号	リヤン・コンパニー株式 会社 北九州市小倉南区上葛原 一丁目9番9号 代表取締役 木村真美	知的障害 者、精神 障害者、 障害児	4017701592
---	---	-----------------------------	------------

(4) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
カレッジ北九州 北九州市小倉北区 浅野三丁目8番1 号AIMビル1階	株式会社ゆたかカレッジ 福岡市東区多の津一丁目 9番3号 代表取締役 長谷川正人	知的障害 者、精神 障害者	4017801418
多機能型事業所 ニット 北九州市八幡西区 熊手二丁目4番2 5号かまやビル3 階	特定非営利活動法人ねぎ ぼうずの里 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番16号 理事長 溝野ゆかり	知的障害 者、精神 障害者	4016701379

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
カレッジ北九州 北九州市小倉北区 浅野三丁目8番1 号AIMビル1階	株式会社ゆたかカレッジ 福岡市東区多の津一丁目 9番3号 代表取締役 長谷川正人	知的障害 者、精神 障害者	4017801418
多機能型事業所 ニット 北九州市八幡西区 熊手二丁目4番2 5号かまやビル3 階	特定非営利活動法人ねぎ ぼうずの里 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番16号 理事長 溝野ゆかり	知的障害 者、精神 障害者	4016701379
未来サポートステ	株式会社未来サポート	特定無し	4017600570

一ション関門 北九州市門司区黄金町2番24号第3マナーハウス	北九州市門司区柳町一丁目12番21号 代表取締役 則松和己		
-----------------------------------	----------------------------------	--	--

(6) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
共同生活援助 こなつ 北九州市小倉南区湯川新町二丁目35番18号	リヤン・コンパニー株式会社 北九州市小倉南区上葛原一丁目9番9号 代表取締役 木村真美	知的障害者、精神障害者	4027700188

(7) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所夢工房 北九州市小倉南区重住二丁目6番62号	合同会社夢工房 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号 代表社員 阿部 豊	特定無し	4037700392

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
こどもサポート教室「きらり」小倉到津校 北九州市小倉北区下到津五丁目10番28号	株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15 代表取締役 倉橋義郎	重症心身障害児以外	4057801930

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
こどもサポート教室「きらり」小倉到津校 北九州市小倉北区下到津五丁目10番28号	株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15 代表取締役 倉橋義郎	重症心身障害児以外	4057801930
YMCAのびのびクラブ鍛冶町 北九州市小倉北区鍛冶町二丁目3番9号	公益財団法人北九州YMCA 北九州市小倉北区鍛冶町二丁目3番13号 代表理事 小川健一郎	重症心身障害児以外	4057801922
花うさぎ 北九州市若松区花野路一丁目13番15号	TAKAベストケア株式会社 福岡県遠賀郡水巻町宮尾台7番7号 代表取締役 高倉秀行	重症心身障害児以外	4056501622
もやいのえんがわ 北九州市八幡西区鉄王二丁目2番43号	社会福祉法人もやい聖友会 北九州市八幡西区鉄王二丁目2番36号 理事長 権頭喜美恵	重症心身障害児以外	4056715222

(10) 指定障害児入所施設事業者（医療型障害児入所施設）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
医療型障害児入所施設 ひなた家 北九州市八幡西区真名子二丁目2番12号	社会福祉法人絆の会 北九州市八幡西区真名子二丁目2番12号 理事長 中川 昇	重症心身障害児	4056715214

(11) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ここねの相談支援 北九州市八幡西区 野面二丁目7番1 2号グローコート 102号室	合同会社心音 北九州市八幡西区野面一 丁目17番19号 代表社員 大中智明	特定無し	4076715202

2 指定年月日
平成30年4月1日

北九州市告示第 3 1 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 6 条第 2 項及び第 5 1 条の 2 5 第 4 項並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 1 9 第 4 項及び第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第 5 1 条第 2 号及び第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 2 号並びに児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 2 号及び第 2 4 条の 3 7 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 6 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ニチイケアセンター八幡 北九州市八幡東区西本町三丁目 4 番 2 5 号宮原ビル 2 0 2 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 代表取締役 森 信介	身体障害者、障害児、難病等対象者	4016600183
ニチイケアセンター永犬丸 北九州市八幡西区永犬丸三丁目 1 番 4 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 代表取締役 森 信介	身体障害者、障害児、難病等対象者	4016700595
ニチイケアセンター門司 北九州市門司区錦町 4 番 2 2 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 代表取締役 森 信介	身体障害者、障害児、難病等対象者	4017600349
ニチイケアセンター早鞆	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河	身体障害者、障害	4017600364

北九州市門司区清見四丁目13番6号	台二丁目9番地 代表取締役 森 信介	児、難病等対象者	
ニチイケアセンター徳力 北九州市小倉南区徳力新町三丁目4番25号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 代表取締役 森 信介	身体障害者、障害児、難病等対象者	4017700651
ニチイケアセンター広徳 北九州市小倉南区南方二丁目5番23号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 代表取締役 森 信介	身体障害者、障害児、難病等対象者	4017700966

(2) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人杏和会 やまびこ学園 北九州市小倉南区大字木下608番地	社会福祉法人杏和会 北九州市小倉南区大字木下608番地 理事長 長森 健	身体障害者、知的障害者	4017701030

(3) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
カレッジ北九州 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会 福岡県鞍手郡鞍手町大字新延字七反浮州289番2 理事長 長谷川正人	知的障害者、精神障害者	4017801020

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
----------	-------------	------	-------

名称及び所在地	の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	たる対象 者	
カレッジ北九州 北九州市小倉北区 浅野三丁目8番1 号	社会福祉法人鞍手ゆたか 福祉会 福岡県鞍手郡鞍手町大字 新延字七反浮州289番 2 理事長 長谷川正人	知的障害 者、精神 障害者	4017801020
スマイクリーワー クサポート八幡 北九州市八幡西区 真名子二丁目5番 21号	NPO法人列島会 北九州市小倉北区大島一 丁目7番25号 理事長 中村儀成	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4016701049
未来サポートステ ーション 新門司 北九州市門司区吉 志一丁目26番2 号	株式会社ぱいおにあ 北九州市小倉南区朽網西 六丁目8番2-701号 代表取締役 植田正明	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	4017600653
小さなしあわせ 希望のひかり 北九州市小倉北区 大島三丁目4番3 3号	NPO法人列島会 北九州市小倉北区大島一 丁目7番25号 理事長 中村儀成	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	4017800808

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
小さなしあわせ 希望のひかり 北九州市小倉北区 大島三丁目4番3 3号	NPO法人列島会 北九州市小倉北区大島一 丁目7番25号 理事長 中村儀成	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者、難病	4017800808

		等対象者	
PHo D's 北九州市小倉北区 室町二丁目11番 8号水田ビル1F	株式会社D&F 北九州市小倉北区下富野 四丁目12番1号 代表取締役 大久保康男	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4017801137

(5) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業者 みちくさ 北九州市小倉南区 重住二丁目6番6 2号	有限会社ふるさと福祉サ ービス 北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 取締役 小椋秀和	身体障害 者、知的 障害者、 障害児、 精神障害 者、難病 等対象者	4037700335

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
桜が丘クリニック 放課後等デイサー ビス さくらんぼ くらぶ 北九州市八幡西区 青山一丁目1番6 1号	医療法人桜が丘クリニッ ク 北九州市八幡西区青山一 丁目1番61号 理事長 半田祥一	重症心身 障害児	4056701453

(7) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業者 みちくさ	有限会社ふるさと福祉サ ービス	特定無し	4037700335

北九州市小倉南区 重住二丁目6番6 2号	北九州市小倉南区重住二 丁目4番20号 取締役 小椋秀和		
----------------------------	------------------------------------	--	--

- 2 事業廃止年月日
平成30年3月31日

北九州市告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ほわいとりりー 北九州市八幡西区陣原三丁目4番15-101号	株式会社ホワイトトリリー 北九州市八幡西区上上津役四丁目8番11号 代表取締役 岩田ゆかり	特定無し	4016701387

(2) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
チームケアステーションきらら 北九州市小倉南区若園一丁目3番2号	有限会社月翔 北九州市小倉南区若園一丁目3番2号 代表取締役 清永剛一郎	特定無し	4017701626

(3) 指定障害福祉サービス事業者（行動援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ほわいとりりー 北九州市八幡西区陣原三丁目4番15-101号	株式会社ホワイトリリー 北九州市八幡西区上上津役四丁目8番11号 代表取締役 岩田ゆかり	特定無し	4016701387

(4) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所（併設型））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
短期入所事業所 すずらんの家 北九州市若松区大字畠田25番1号	社会福祉法人すみれ会 兵庫県神戸市長田区鹿松町二丁目9番43号 理事長 前田 章	知的障害者、精神障害者	4016500425

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
就労継続支援A型 事業所スマイル 北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号山十貿易テナントビル1階11号室	株式会社L i f e 北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号山十貿易テナントビル1階11号室 代表取締役 飯田拓馬	知的障害者、精神障害者	4017701618

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

カフェ・ラポール 北九州市小倉北区 上到津一丁目12 番15号	特定非営利活動法人障害 者支援要会 北九州市小倉北区上到津 一丁目12番15号 代表理事 江田久美子	知的障害 者	4017800527
ほうぼく第2作業 所 北九州市小倉北区 香春口二丁目6番 1号	特定非営利活動法人抱樸 北九州市八幡東区荒生田 二丁目1番32号 理事長 奥田知志	身体障害 者（肢体 不自由、 内部障害 ）、知的 障害者、 精神障害 者	4017801426

(7) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター トイトイ戸畑 北九州市戸畑区境 川二丁目9番6- 102号	株式会社アレグリアS 北九州市戸畑区境川二丁 目9番7号 代表取締役 高橋千波	特定無し	4036400127
きたふく相談支援 センター 北九州市小倉北区 馬借一丁目3番2 1号 きたふくビ ル5階	北九州福祉サービス株式 会社 北九州市小倉北区馬借一 丁目3番21号 きたふ くビル5階 代表取締役 田中和仁	特定無し	4037800234

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

空 北九州市小倉南区 下貫二丁目9番1 -108号	一般社団法人おおぞら 北九州市小倉南区中吉田 五丁目1番18-201 号 代表理事 加藤大空	重症心身 障害児以 外	4057703797
夢つむぎ子ども支 援センター くろ ばー 北九州市小倉北区 下到津四丁目4番 3号	夢つむぎ株式会社 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番35号 代表取締役 高田 猛	重症心身 障害児以 外	4057801948

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
空 北九州市小倉南区 下貫二丁目9番1 -108号	一般社団法人おおぞら 北九州市小倉南区中吉田 五丁目1番18-201 号 代表理事 加藤大空	重症心身 障害児以 外	4057703797
夢つむぎ子ども支 援センター くろ ばー 北九州市小倉北区 下到津四丁目4番 3号	夢つむぎ株式会社 北九州市小倉南区富士見 一丁目5番35号 代表取締役 高田 猛	重症心身 障害児以 外	4057801948

(10) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター	株式会社アレグリアS	特定無し	4076400102

トイトイ戸畑 北九州市戸畑区境 川二丁目9番6- 102号	北九州市戸畑区境川二丁 目9番7号 代表取締役 高橋千波		
きたふく相談支援 センター 北九州市小倉北区 馬借一丁目3番2 1号 きたふくビ ル5階	北九州福祉サービス株式 会社 北九州市小倉北区馬借一 丁目3番21号 きたふ くビル5階 代表取締役 田中和仁	特定無し	4077801951

2 指定年月日

平成30年5月1日

北九州市告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 リバーサイド 北九州市八幡西区 藤田一丁目1番3 8号	社会福祉法人あかつき会 北九州市戸畑区小芝三丁 目12番14号 理事長 伊藤正幸	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4037800044

2 事業廃止年月日

平成30年4月30日

北九州市公告第440号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成30年度学校コンピュータ借入及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年4月13日
- 4 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
8億8,731万9,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成30年2月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局安全衛生管理規程及び北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月29日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

北九州市上下水道局安全衛生管理規程及び北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局安全衛生管理規程(昭和49年北九州市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第14条」を「第13条」に、「局に総括安全衛生管理者(以下「総括管理者」という。)、安全管理者、衛生管理者、産業医及び作業主任者」を「別表に掲げる事業場ごとに同表に定める者」に改め、同条第4項中「総括管理者」を「総括安全衛生管理者(以下「総括管理者」という。)」に、「局長の指定する者」を「総括管理者を置く事業場の職員で局長の指定するもの」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「衛生管理員」を「衛生管理者を置く事業場に衛生推進員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「安全推進員」を「安全管理者を置く事業場に安全推進員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第14条の規定に基づき、酸素欠乏危険場所における作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第6条各号で定めるものに従事する職員の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせるため、作業主任者を置く。

第4条第1項中「浄水担当部長」を「本庁にあっては浄水担当部長の職にある者、東部工事事務所及び西部工事事務所にあっては所長」に改め、同条第8項中「作業主任者を設置すべき」を「令第6条各号で定める作業を行う」に、「、安衛則」を「安衛則」に改め、「、安全管理者の推薦により」を削り、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 安全衛生推進者は、安衛則第12条の3の規定により職員のうちから局長が選任するものとする。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 職員の安全衛生管理に関すること(本庁の総括管理者に限る。)

。第 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 安全衛生推進者は、第 1 項第 1 号に掲げる事項（当該事業場におけるものに限る。）を行う。

第 6 条の表の右欄中「総括管理者」を「本庁の総括管理者」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

事業場	事業場に置く者
本庁（北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号に所在する上下水道局の事務所をいう。）	総括管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医
井手浦浄水所（北九州市小倉南区大字井手浦 4 1 8 番地に所在する上下水道局の浄水所をいう。）	安全衛生推進者
穴生浄水所（北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 1 0 番 1 6 号に所在する上下水道局の浄水所をいう。）	安全衛生推進者
本城浄水所（北九州市八幡西区御開五丁目 4 番 1 号に所在する上下水道局の浄水所をいう。）	安全衛生推進者
水質試験所（北九州市八幡西区鷹の巣三丁目 1 0 番 1 6 号に所在する上下水道局の水質試験所をいう。）	安全衛生推進者
東部浄化センター（北九州市小倉北区西港町 9 6 番地の 3 に所在する上下水道局の浄化センターをいう。）	安全衛生推進者
西部浄化センター（北九州市八幡西区夕原町 1 番 1 号に所在する上下水道局の浄化センターをいう。）	安全衛生推進者
東部工事事務所（北九州市小倉南区八幡町 3 5 番 1 号に所在する上下水道局の事務所をいう。）	総括管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医
西部工事事務所（北九州市八幡西区竹末一丁目 1 番 4 6 号に所在する上下水道局の事	総括管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医

務所をいう。)

(北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程(昭和49年北九州市水道局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同項第3号中「前各号」を「前3号」に、「及び健康障害の防止」を「並びに職員の健康障害の防止及び健康の保持増進」に、「重要事項。」を「重要事項」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、総括安全衛生管理者のほか」を削り、同項第2号中「職員」を「本庁の職員」に、「5名」を「3人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「職員で安全衛生に関連する職にあるもの」を「本庁の職員で安全管理者及び衛生管理者の職にあるもの」に、「5名」を「各1人」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 産業医のうちから局長が選任した者 1人

第3条第1項に第1号として次の1号を加える。

(1) 本庁の総括安全衛生管理者

第3条第2項中「前項第2号」を「前項第4号」に、「自治労北九州市職員労働組合水道評議会、自治労北九州市水道局労働組合」を「本庁に職員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときには職員の過半数を代表する者」に改める。

第6条第1項中「議長が必要と認めるとき、又は安全衛生委員の3分の1以上の請求があったとき」を「毎月開催するものとし」に改め、同条第2項中「第3条第1項第1号及び第2号」を「第3条第1項第2号から第4号まで」に改め、「のそれぞれ」を削り、同条に次の1項を加える。

4 議長は、第2条第1項各号に掲げる事項について意見を述べさせるため、本庁以外の職員で局長が選任したものを、安全衛生委員会に参加させることができる。

第9条第1項各号列記以外の部分中「、各工事事務所長のほか」を削り、同項第2号中「1人」を「2人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「又は衛生に関連する職」を「の職」に改め、同号を同項第2号とし、

同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 産業医のうちから局長が選任した者 1 人

第 9 条第 1 項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 当該事業場の総括安全衛生管理者

第 9 条第 2 項中「前項第 2 号」を「前項第 4 号」に改める。

第 12 条第 1 項中「議長が必要と認めるとき、又は衛生委員の請求があったとき」を「毎月開催するものとし」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで」に改め、「である衛生委員」の次に「の全員」を加える。

付 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。